東京都立中野特別支援学校 管理運営規程

１０中養第１０５７号
平成１０年１２月２８日
校　　長　　決　　定

第１　目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立中野特別支援学校（以下「本校」という）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第２　事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第３　校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第４　副校長

１　副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
２　副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第５　主幹教諭

１　主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
２　主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第６　指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第７　主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

１　校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
２　指導・監督層である主幹教諭の補佐
３　同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第８　経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第９　校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。

１　部

教務部、庶務部、研究・研修部、情報メディア部、教育支援部、教育相談部、渉外部、進路指

導部、生活指導部、スクールバス部、保健給食部

2　学部

小学部、中学部、高等部普通科、分教室小学部、分教室中学部、分教室高等部を置く。

3　学年

小学部は、第１学年、第２学年、第３学年、第４学年、第５学年、第６学年を置く。

中学部は、第１学年、第２学年、第３学年を置く。

高等部は、第１学年、第２学年、第３学年を置く。

4　教科等

学習指導要領に基づき、各学部に以下の教科等を置く。

（１）小学部　国語、算数、音楽、図画工作、体育、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、社会性の学習

（２）中学部　国語、数学、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、社会性の学習

（３）高等部　国語、数学、社会、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、道徳、総合的な探究の時間、特別活動、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習

5　企画調整会議

6　予算調整会議

7　主幹会議

8　職員連絡会

9　委員会

教育課程検討委員会　危機管理委員会　学校保健委員会　学校安全委員会　安全衛生委員会　アレルギー対応委員会　業者選定委員会　図書委員会　防災教育推進委員会　学校いじめ対策委員会　学校サポートチーム　医療的ケア安全委員会　教科書選定委員会　外部専門員運営委員会　分教室教育課程検討委員会　分教室保健委員会　分教室防災教育推進委員会　分教室OJTPT

１０　学校運営連絡協議会

１１　部活動の指導

教育活動の一環として部活動（高等部課外活動）を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

１２　情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、情報メディア部の所掌とする。

１３　その他

校長が必要と認めた時は、その他の分掌組織を置くことができる。

上記分掌部・委員会に関わる校内規定を別表１・別表２の通り定める。

第１０　経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第１１　企画調整会議

1　目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各学部、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2　構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、学部主任、高等部学年主任、保健給食部主任、進路指導部主任とする。なお、校長は必要に応じて関係者の出席を求め､意見を聞くことができる。

3　開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

4　招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5　その他、必要な事項は、校長が定める。

第１２　主幹会議

1　目的

学校運営における進ちょく状況と課題の整理、担当職務間の連絡・調整。

2　構成員

校長、副校長、主幹教諭

校長は必要に応じて関係者の出席を求め､意見を聞くことができる。

3　開催

定例会は、原則として毎月二回開催する。

4　招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5　その他、必要な事項は、校長が定める。

第１３　職員連絡会

1　目的

職員連絡会は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

（１）校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

（２）校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

（３）校長が所属職員等の連絡を図ること。

2　構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3　学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員連絡会に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4　開催

定例会は、原則として月１回開催する。

5　招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6　司会

校長が選任する。

7　記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8　運営

（１）報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

（２）校長の意思決定に資するため、職員連絡会において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を束縛するものではない。

第１４　分掌組織図

分掌組織図は、別図のとおりとする。

第１５　人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するものの他は、校長が定める。

第１６　予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、予算調整会議にて適正かつ効率的な運営を図る。

第１７　校内規程

校長は、この規程に基づき、その他の校内規程を定める。

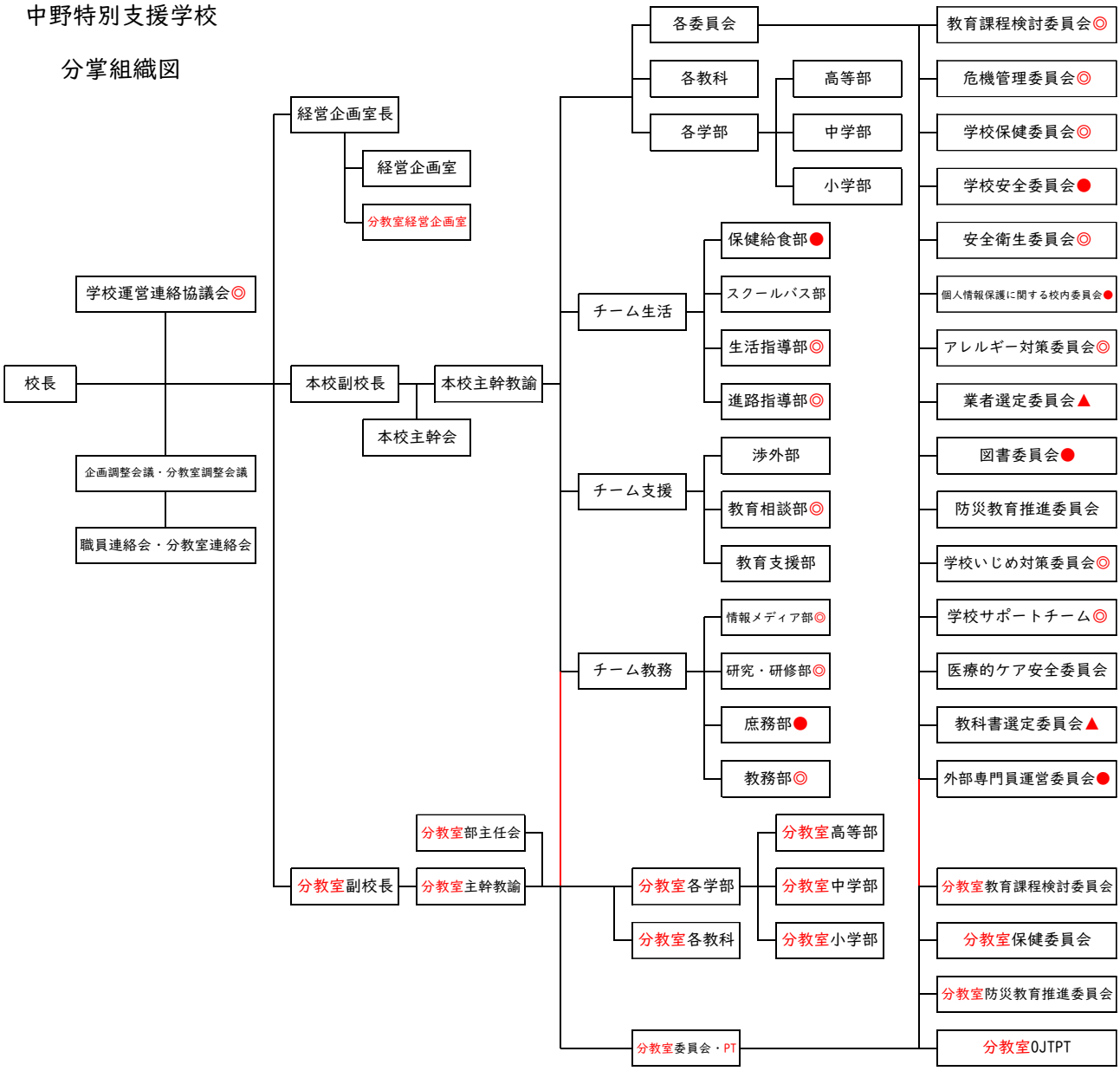
第１８　情報開示

この規程及びその他の校内規程については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

別図

中野特別支援学校

分掌組織図



確認事項
・◎は分教室教員の代表者が参加することが望ましいと考える分掌または委員会等。
・●はしいの木で類似する分掌や委員会等の設置が無いが代表者の参加の検討が必要な分掌や委員会等。
・▲業者選定委員会及び教科書選定委員会は必要になった際に分教室で委員を指挙し、開催する。
・教育課程検討委員会、教科書選定委員会に関しては分教室内で委員会を開催後、本校の委員会に代表者が出席し、報告を行う。
・防災教育推進委員会(地域連携会議の要素も含む。)、保健委員会は分教室単独で実施。予算調整済み。
・いじめ対策委員会、アレルギー対策委員会、医療的ケア委員会で必要な内容は、分教室部主任会、分教室調整会議にて行い、本校の会議に代表者が出席し、報告を行う。

別表Ⅰ　分掌内容

分掌名	設置の目的
教務部	教育課程の編成・管理、学籍・行事予定の管理、教育実習関係事務、教科書事務と管理、その他教育活動に関する校務を担当し、円滑な運営を行う。 入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式の計画、運営を担当し、円滑な行事運営を行う。
庶務部	予算の計画及び執行管理、教室等設備の保守・点検を行う。

分掌名	設置の目的
研究・研修部	全校研修・初任者、２・３・６・７年次研修などの計画及び運営を担当し、授業改善及び専門性の向上を図る。
保健給食部	保健行事および給食業務の適切な運営を図る。
情報メディア部	校内のＩＣＴ関連事業及び視聴覚機器の整備・保守を担当し、適切な環境設定を図ると共に、情報教育の推進に努める。 校内の個人情報の管理および外部者・保護者との連携を図る。
生活指導部	生活指導に関わる計画および運営を担当し、校内及び登下校の安全を図る。人権教育に関わる企画の推進を図る。
スクールバス部	スクールバス及び体育施設用バスの運行にかかわる業務全般を担当し、スクールバスの安全かつ適正な運行の推進を図る。
教育相談部	各学部の入学に関する業務及び相談・転学に関する相談を担当し、適切な就学指導を図る。
教育支援部	特別支援教育に関する企画を立案し、センター的機能の推進を図る。 関係機関との連携を図り、校内児童･生徒の支援を行う。
進路指導部	生徒の自己選択、自己決定の力を育むため、キャリア教育、進路学習・実習・相談の充実を図り、校内及び外部との連携を深め、進路希望の実現を図る。
渉外部	外部開放事業、介護等体験を担当し、ＰＴＡ活動（保護者支援）を含め、外部諸機関と連携し円滑な運営を図る。

別表２　委員会活動内容

委員会名	設置の目的
教育課程検討委員会	教育課程の改善に必要な資料収集及び分析、改訂案の編成。
学校安全委員会	施設の安全点検や登下校の安全確保など、地域関連機関との連携を図り、事故の防止や安全指導に努める。
危機管理委員会	防災計画を企画・立案し、地震や火災等、総合的な防災対策を図る。災害時の本部となる。
学校保健委員会	学校保健に関する業務を担当し、意識・理解啓発を図る。
図書委員会	図書環境の整理と充実を図る。
安全衛生委員会	教職員の健康管理・保持･増進に関わる業務や職場環境の整備を図る。
業者選定委員会	契約にあたり、適切な業者を選定する。
防災教育推進委員会	学校や地域の実態に応じた体験的、実践的な防災教育の充実を推進する。
学校いじめ対策委員会	学校におけるいじめの防止等に関する措置を行う。
学校サポートチーム	問題行動への効果的な対応と未然防止を図るための家庭、地域、関係機関が一体となった取組の推進。
医療的ケア安全委員会	実施要項等、計画書及び報告書の作成、校内環境の整備をする。
アレルギー対応委員会	食物アレルギー等対応の必要な児童・生徒の対応方法の検討等をする。

委員会名	設置の目的
教科書選定委員会	適切な教科書を選定するための協議、決定を行う。
外部専門員運営委員会	外部専門員の運営。

附則

この規程は、平成１０年４月１日から施行する。
この規程は、平成１６年４月１日から施行する。
この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。
この規定は、平成２３年４月１日から施行する。
この規定は、平成２４年４月１日から施行する。
この規定は、平成２５年４月１日から施行する。
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
この規程は、令和２年４月１日から施行する。
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
この規程は、令和６年４月１日から施行する。
この規定は、令和７年４月１日から施行する。
この規定は、令和８年４月１日から施行する。